

再資源化に必要な行為を実施する者
再資源化に必要な行為の用に供する施設一覧（エアバッグ類）

2026年2月9日

I. エアバッグ類再資源化施設 実施者・施設

実施者 氏名又は名称	施設（事業所）名称	施設（事業所所在地）	産廃施設 の 該当有無
R1 株式会社ダイセル	R1-① 播磨工場	兵庫県たつの市揖保川町馬場805番地	無し
R2 豊田メタル株式会社	R2-① 豊田メタル	愛知県半田市日東町1番地の6	無し
R3 株式会社啓愛社	R3-① 秋田工場	秋田県湯沢市岩崎字壇ノ上8-3	無し
	R3-② 金沢リサイクル工場	神奈川県横浜市金沢区福浦1-14-6	無し
	R3-③ 九州リサイクル工場	福岡県京都郡苅田町新浜町9-18	無し
	R3-④ 栃木リサイクル工場	栃木県河内郡上三川町大字石田2309-2	無し
	R3-⑤ 姫路リサイクル工場	兵庫県宍粟市山崎町田井394	無し
R4 株式会社拓琉リサイクル研究センター	R4-① 株式会社拓琉リサイクル研究センター	沖縄県沖縄市字登川3513-1	無し
R5 株式会社マテック	R5-① 石狩ELV工場	北海道石狩市新港南1丁目22-61	無し
R6 JFE条鋼株式会社	R6-① 水島製造所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目5番1・2	有り
合計 6社	合計 10事業所	—	—

”注” 市町村合併に伴う事業所所在地変更の場合、様式3は【差し替え】として提出する。この場合、添付書類の業の許可証、敷地図面、登記簿謄本又は賃貸契約書の提出は不要。